

令和7年度 みよし市友好都市ふるさと交流事業 応募要領

1. 目的 国内の友好都市との交流を促進し、友好関係を一層発展させる為、市民の自主的な友好交流活動により、友好都市との「草の根交流」を推進することを目的とする。
2. 内容 友好都市である士別市および木曽町との、自主的な友好交流活動に対して、情報の提供、活動に必要な経費の一部を補助する。
3. 応募資格 (1) みよし市内に在住、在勤、在学の者で4名以上の参加者で構成され、市内に拠点を有し、今後も1年以上継続的に活動する団体
(2) 国内交流に関心があり、今後も国内交流事業に積極的に参加できること
4. 補助金 (1) 定員
1団体あたり15名まで
(2) 補助対象経費
交通費（鉄道・航空運賃、バス代、車両賃借料、通行料、駐車料等）
宿泊費（朝・夕食を含む。ただし、交流市町での宿泊に限る）
交流費（訪問団体との交流会経費）
補助対象経費限度額 87,000 円/人（士別市）（2泊3日まで）
21,000 円/人（木曽町）（1泊2日まで）
(3) 補助率
補助対象経費の3分の1以内
(4) 補助限度額
士別市：29,000 円/人以内、木曽町：7,000 円/人以内
5. 申込 申込希望団体は、事前申込書（団体概要、交流目的、今後の交流計画等を記載）を令和7（2025）年5月1日（木）から5月22日（木）までに提出。
6. 申請方法 補助金交付申請書、事業計画、予算書、参加者名簿を出発日の30日前までにみよし市観光協会（市役所産業振興課内）まで直接持参
7. 交付決定 申請内容を確認後決定
8. 報告 事業終了後15日以内、または令和8（2026）年3月31日のいずれか早い日までに事業実績報告を提出
9. その他 申込希望団体が多数の場合は、抽選により決定するものとし、定数（2団体程度）に満たなかった場合は、随時申し込みを受け付けるものとする。

【応募・問合せ】 みよし市観光協会事務局（みよし市役所産業振興課内）
〒470-0295 みよし市三好町小坂 50 番地
TEL：0561-34-6000 FAX：0561-34-4189